

(平成24年6月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

長崎国民年金 事案 801

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から平成 6 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月から平成 6 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 7 月にそれまで勤めていた会社を辞め、同年 8 月に A 県 B 市に転居し、B 市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、申立期間においては、C 市及び D 市へ転居したが、国民年金保険料は、毎月、住んでいたところの市役所の国民年金の窓口で納付していた。

しかし、日本年金機構からの文書によると、申立期間の国民年金保険料が未納となっており、納付できないので、当該期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同記号番号より前に払い出されている記号番号の者の国民年金被保険者資格取得日（20 歳到達による被保険者資格取得日）から、平成 6 年 4 月以降に、E 市において払い出されたものと推認でき、その時点において、申立期間のうち、昭和 61 年 8 月から平成 4 年 2 月までの期間に係る国民年金保険料は、時効により納付できなかったものと推認される上、申立期間当時、申立人に対して別の記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、「昭和 61 年 8 月に A 県 B 市に転居し、B 市役所で国民年金に加入した。国民年金保険料を遡ってまとめて納めた覚えは無いし、加入手続を行う以前の月は納めていない。」と主張しているところ、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人は、平成 6 年 4 月以降に加入手続を行っていたものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立人の戸籍の改製原附票の記載内容及び当該記載内容につ

いてのE市の回答により、申立人は、昭和61年11月頃に同年8月に遡ってB市への転入手続を行った状況がうかがえるなど、申立人が同年8月にB市において国民年金の加入手続を行っていた事情はうかがえない。

さらに、D市は、申立人の住民票に連動した国民年金に関する資料を提出した上で、「当該資料は、当市において、申立人が国民年金に未加入であり、保険料も納付していないことを示すもの。」と回答している上、同市は、国民年金加入者が転入してきた場合の事務手続について、「資格の得喪及び免除申請以外は、国民年金窓口での手続は不要であり、転入届出書が国民年金係に回送されるだけである。」とも回答していることから、申立人は、同市のみならず同市に転入する前のC市においても国民年金の加入手続を行っていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、送られてきた納付書により、住んでいたところの市役所の国民年金の窓口で毎月納付していた。」としているところ、C市及びD市は、申立期間当時、国民年金の担当窓口において、国民年金保険料の収納は行っていなかった旨回答している。

このほか、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 1301 (事案 116、1056、1268 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 17 日から 40 年 4 月 11 日まで

私は、A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給された記録となっていることに納得できなかったため、年金記録確認の申立てをこれまでに3回行ったが、いずれも年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けた。

しかし、私は、脱退手当金について、請求も受給も行っておらず、どうしても納得できない。

私がA社に確認したところ、脱退手当金の代理請求は行っていない旨の回答を受けたため、当時の事務の取扱いを当該事業所に再度確認するなどして、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る1回目の申立てについては、申立人に係るA社の人事記録上の退職金と脱退手当金の合計額が、申立人が記憶している退職金の額に近似することから、申立人が退職金として受け取った金額の中に脱退手当金相当額が含まれていた可能性も否定できない上、申立期間の脱退手当金について、支給時期及び支給額を含めた社会保険事務所(当時)における一連の事務処理に不自然な点は認められないなどとして、2回目の申立てについては、申立人は、「退職金の中に脱退手当金相当額は含まれておらず、脱退手当金が支払われたとされている時期は、B地区に住んでいなかったため、受け取ることができなかった。」と主張しているところ、当該事業所からの回答、及び申立人と同時期に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚の脱退手当金の受給状況から、事業主は、代理請求を行っていたとは考え難いものの、脱退手当金の受給申請を行う

ための書類作成等を行っていたものと推認されることから、申立人が脱退手当金の請求を行った可能性を否定できない上、当該事業所を管轄する年金事務所の回答から、申立期間当時、脱退手当金の支払については、隔地払いを行っていた可能性があり、申立人が脱退手当金の支給決定日にB地区に居住していなかったとしても、脱退手当金を受給することができたものと推認されるなどとして、3回目の申立てについては、申立人は、「脱退手当金の請求に関する行為は一切行っていない上、脱退手当金を隔地払いの方法でも受給していない。」と主張しているところ、i) 申立人と同時期に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した複数の者の脱退手当金の受給状況及び証言から、当該事業所において脱退手当金の受給手続が行われた可能性を否定できないこと、ii) 申立人の当該事業所における被保険者資格喪失日の後3年以内に脱退手当金が支給決定されている4人に係る脱退手当金裁定請求書の写しには隔地払いが行われた表示があることから、申立人の脱退手当金についても、隔地払いにより支給された可能性を否定できないこと、iii) 当該4人の裁定請求書の写し及び裁定請求書に添付されている退職所得の源泉徴収票の写しの筆跡等に同一性が認められることから、申立期間当時、当該事業所が従業員に係る裁定請求書を作成していた状況がうかがえること、iv) 脱退手当金の支給決定当時において申立人と同居していたとする義姉等に事情を聴取しても、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる回答を得ることはできなかったなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年11月27日付け、23年7月14日付け及び24年1月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「私がA社に確認したところ、脱退手当金の代理請求は行っていない旨の回答を受けた。」として、当時の事務の取扱いをA社に再度確認するよう求めて4回目の申立てを行っているところ、申立期間当時の事業主による脱退手当金の代理請求については、当該事業所の当委員会等に対するこれまでの回答及び申立人と同時期に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金が支給決定されている複数の者の証言からは、行われていたと判断することは困難である。

しかし、A社は、申立期間当時、少なくとも従業員に係る脱退手当金の受給申請を行うための書類作成を行っていたことは認めており、今回、改めて確認しても、当時の事務の取扱いについては当委員会の認識と一致していることから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページ及びその前後それぞれ5ページに記載されている女性のうち、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日

の前後それぞれ2年以内に同資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の受給要件を満たしていた複数の者（被保険者資格を喪失後、4か月以内に同資格を再取得した者を除く。）については、オンライン記録において、そのほとんどの者に脱退手当金の支給記録が確認できることから、申立人が当該事業所に係る被保険者資格を喪失した当時、脱退手当金を受給するのが一般的とも取れる慣習が当該事業所内にあったと考えられ、社会通念上、被保険者であった者又はその委任を受けた代理人により、裁定請求が行われていたとみるのが自然であり、申立人についても同様の状況にあったと考えざるを得ない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 47 年 11 月まで

私は、申立期間において、A社に勤務し、B業務を担当していたのに、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私と弟は、同じ時期にA社に入社し、弟は、私より少し長く勤務していたと思う。」と述べているところ、申立人の雇用保険の加入記録及びA社から提出された労働者名簿の写しにより、申立人は、昭和46年7月5日から47年11月10日までの期間において、同社に勤務していたことが確認できるものの、オンライン記録上、申立人及び申立人の弟の同社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、申立期間当時、A社のC事務を担当していたとする者は、「当時、従業員は100人以上いたと思うが、季節労働者が多かったので、大部分は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と述べているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、申立期間における同社の被保険者数は30人程度であったことが確認できる上、申立期間及びその前後の期間において、同社に係る雇用保険及び厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者については、雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格取得日がいずれも一致していないことを踏まえると、申立期間当時、同社は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、加入させる場合も、必ずしも入社と同時に加入させていたわけではなかった状況がうかがえる。

さらに、A社は、「労働者名簿以外に資料が無く、申立てどおりの届出、

保険料の控除及び納付を行ったかは不明。」と回答している上、申立人は、「給与袋は、当時の妻に開封しないで渡していたので、給与から厚生年金保険料が控除されていたかは分からない。」としているところ、申立人の元妻は、「当時、厚生年金保険料が控除されていたかは覚えていないし、どんな保険だったかも分からない。」と述べているほか、申立期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が同僚として名前を挙げた二人を含む。）に聴取しても、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

加えて、A社を管轄する年金事務所において保管されている日健（日雇労働者健康保険）手帳記号番号索引簿の写しによると、申立期間当時、申立人、申立人の弟及び前述のA社に係る雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致していない複数の者と同姓同名の者に対して、日雇労働者健康保険被保険者手帳記号番号が払い出されていたことが確認できる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。